

総室発第 95 号

平成 29 年 3 月 8 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区神田美土代町 1 番地 1

日本原子力発電株式会社

取締役社長 村松 修

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 24 第 1 項の規定により、平成 28 年 8 月 31 日付け総室発第 54 号（平成 29 年 2 月 10 日付け総室発第 91 号をもって一部補正）をもって申請いたしました敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書を、下記のとおり一部補正いたします。

記

1. 変更内容

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部を，別添の敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号 (平成 29 年 2 月 10 日/総室発第 91 号：一部補正))の補正前後比較表の補正後欄のとおり変更する (ただし，赤色及び下線は含まない)。

2. 変更理由

平成 28 年 8 月 31 日付けで変更認可申請を行った敦賀発電所原子炉施設保安規定に，以下の事項を反映するため。

(1) 所管箇所の変更

- ・第 3 条 (品質保証計画)

(2) 記載の適正化

- ・第 1 3 条 (巡視)
- ・第 7 5 条 (工事完了の報告)
- ・附則 第 2 条 (適用日)

以上

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書
(平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号 (平成 29 年 2 月 10 日/総室発第 91 号 : 一部補正))
の補正前後比較表

平成 29 年 3 月 8 日

日本原子力発電株式会社

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成28年8月31日/総室発第54号（平成29年2月10日/総室発第91号））の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前					補正後					備考
6	(品質保証計画) 第3条	第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	所管箇所の変更
7.1	QM敦1:7-1-3	燃料管理業務要項	経理・資材室 発電管理室	第3,100,101, 106,107条	7.1	QM敦1:7-1-3	燃料管理業務要項	経理・資材室 発電管理室	第3,100,101, 106,107条			
	QM共通:7-1-4	原子力災害対策業務要項	発電管理室	第3,129-138条		QM共通:7-1-4	原子力災害対策業務要項	発電管理室	第3,129-138条			
	QM共通:7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3,108-112条		QM共通:7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3,108-112条			
	QM共通:7-1-6	放射線管理業務要項	発電管理室	第3,113-127条		QM共通:7-1-6	放射線管理業務要項	発電管理室	第3,113-127条			
	QM共通:7-1-7	コンプライアンス・安全文化醸成活動要項	安全室	第2条の2, 第2 条の3, 第3条		QM共通:7-1-7	コンプライアンス・安全文化醸成活動要項	安全室	第2条の2, 第2 条の3, 第3条			
7.2.1	QM共通:7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室（本店）	第3条	7.2.1	QM共通:7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室（本店）	第3条			
	QM共通:7-2-2	対外約束事項管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室			QM共通:7-2-2	対外約束事項管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室				
7.2.2	QM共通:7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3,6,7条	7.2.2	QM共通:7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3,6,7条			
7.2.3	QM共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3条	7.2.3	QM共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3条			
	QM敦1:7-2-5	事故・故障時等対応要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3,5,142条		QM敦1:7-2-5	事故・故障時等対応要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3,5,142条			
7.3	QM共通:7-3-1	設計管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3,128条	7.3	QM共通:7-3-1	設計管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3,128条			
7.4	QM共通:7-4-1	調達管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室		7.4	QM共通:7-4-1	調達管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室				
	QM共通:7-4-2	重要設備取引先登録要項	経理・資材室 廃止措置プロジェクト 推進室	第3条		QM共通:7-4-2	重要設備取引先登録要項	経理・資材室 廃止措置プロジェクト 推進室	第3条			
7.5.4	QM共通:7-5-1	組織外所有物管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室		7.5.4	QM共通:7-5-1	組織外所有物管理要項	発電管理室				
7.5.5	QM共通:7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	経理・資材室 廃止措置プロジェクト 推進室		7.5.5	QM共通:7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	経理・資材室 廃止措置プロジェクト 推進室				
8.2.1	QM共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	廃止措置プロジェクト 推進室		8.2.1	QM共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	廃止措置プロジェクト 推進室				
8.2.3	QM共通:8-2-2	業務プロセスレビュー要項	安全室		8.2.3	QM共通:8-2-2	業務プロセスレビュー要項	安全室				
8.2.4	QM共通:8-2-3	試験・検査管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3,128条	8.2.4	QM共通:8-2-3	試験・検査管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3,128条			
8.3	QM共通:8-3-2	原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3条	8.3	QM共通:8-3-2	原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3条			
8.4	QM共通:8-4-1	データ分析要項	安全室	第3条	8.4	QM共通:8-4-1	データ分析要項	安全室	第3条			

注) 赤色は補正箇所を、下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号（平成 29 年 2 月 10 日/総室発第 91 号））の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
23	(巡視) 第 13 条	<p>(巡視)</p> <p>第 13 条 当直長（1号炉担当）は、毎日1回以上、原子炉施設(第115条（管理区域内における特別措置）第1項で定める区域を除く。）を巡視する。</p> <p>2. 当直長（1号炉担当）は、「<u>廃止措置管理業務要項</u>」の定めるところにより1ヶ月に1回以上、原子炉施設（第115条（管理区域における特別措置）第1項で定める区域）を巡視する。ただし、特に立入が困難な区域は、巡視に替えて毎日1回以上、遠隔監視を行う。</p>	<p>(巡視)</p> <p>第 13 条 当直長（1号炉担当）は、毎日1回以上、原子炉施設(第115条（管理区域内における特別措置）第1項で定める区域を除く。）を巡視する。</p> <p>2. 当直長（1号炉担当）は、「<u>廃止措置管理業務要項</u>」の定めるところにより1ヶ月に1回以上、原子炉施設（第115条（管理区域内）における特別措置）第1項で定める区域）を巡視する。ただし、特に立入が困難な区域は、巡視に替えて毎日1回以上、遠隔監視を行う。</p>	記載の適正化

注) 赤色は補正箇所を、下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号（平成 29 年 2 月 10 日/総室発第 91 号））の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
150	(工事完了の報告) 第 75 条	<p><u>(工事完了の報告)</u> <u>第 7 5 条</u> 廃止措置工事グループマネージャーは、第 7 4 条（工事の計画及び実施）に基づく工事が完了した場合には、同条第 3 項で記録した工事の結果を、廃止措置室長、廃止措置主任者及び所長に報告するとともに、関係する各マネージャーに通知する。</p>	<p><u>(工事完了の報告)</u> <u>第 7 5 条</u> 廃止措置工事グループマネージャーは、第 7 4 条（工事の計画及び実施）に基づく工事が完了した場合には、同条第 4 項で記録した工事の結果を、廃止措置室長、廃止措置主任者及び所長に報告するとともに、関係する各マネージャーに通知する。</p>	記載の適正化

注) 赤色は補正箇所を，下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号（平成 29 年 2 月 10 日/総室発第 91 号））の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
210	附 則	<p><u>附 則 (〇. 〇. 〇)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、敦賀発電所 1 号炉廃止措置計画認可申請書（平成 28 年 2 月 12 日付総室発第 158 号/平成 29 年 2 月 10 日付総室発第 215 号）について原子力規制委員会の認可を受けた日の翌日から施行する。</p> <p><u>(適用日)</u></p> <p>第 2 条 第 7 4 条（工事の計画及び実施）第 2 項については、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則の施行に伴う敦賀発電所発電用原子炉設置変更許可申請（平成 27 年 11 月 5 日付総室発第 78 号）の許可日及び敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（平成 27 年 11 月 5 日付総室発第 80 号）の施行日から適用する。</p>	<p><u>附 則 (〇. 〇. 〇)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、敦賀発電所 1 号炉廃止措置計画認可申請書（平成 28 年 2 月 12 日付総室発第 158 号/平成 29 年 2 月 10 日付総室発第 215 号）について原子力規制委員会の認可を受けた日の翌日から施行する。</p> <p><u>(適用日)</u></p> <p>第 2 条 第 7 4 条（工事の計画及び実施）第 2 項については、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則の施行に伴う敦賀発電所発電用原子炉設置変更許可申請（平成 27 年 11 月 5 日付総室発第 78 号）の許可及び敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（平成 27 年 11 月 5 日付総室発第 80 号）の施行日から適用する。</p>	記載の適正化

注) 赤色は補正箇所を，下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。